

アナログ規制の点検・見直し方針

令和8年7月10日
総務部総務課業革情報室

目次

アナログ規制の点検・見直し方針

1 はじめに	1
2 点検・見直しの目的	2
3 点検・見直しの推進体制	3
4 点検・見直しの対象範囲	4
5 点検・見直しの進め方	5
(1) 対象となる規制の洗い出し	5
(2) 規制根拠の分類・根拠規定の特定	5
(3) 規制のフェーズの区分	5
(4) 規制の見直し工程表の策定	5
(5) 規制の見直しの実施	5
6 フェーズの区分の考え方	5～7
7 進行管理	8
(1) 工程表の策定	8
(2) 各部課等における進行管理	8
(3) 全体の進行管理	8
参考 アナログ規制の見直しスケジュール	9

2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、市全体のデジタル化を推進することを目的とします。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、以下の効果が期待されます。

行政コストの削減 ⇒ 事務の効率化による経費削減

生産性の向上 ⇒ 様々な事務が無人化・自動化されることによる業務効率化

人手不足の解消 ⇒ 限られた人的資源の有効活用

市民サービスの向上 ⇒ 利便性の高い行政手続きの実現

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

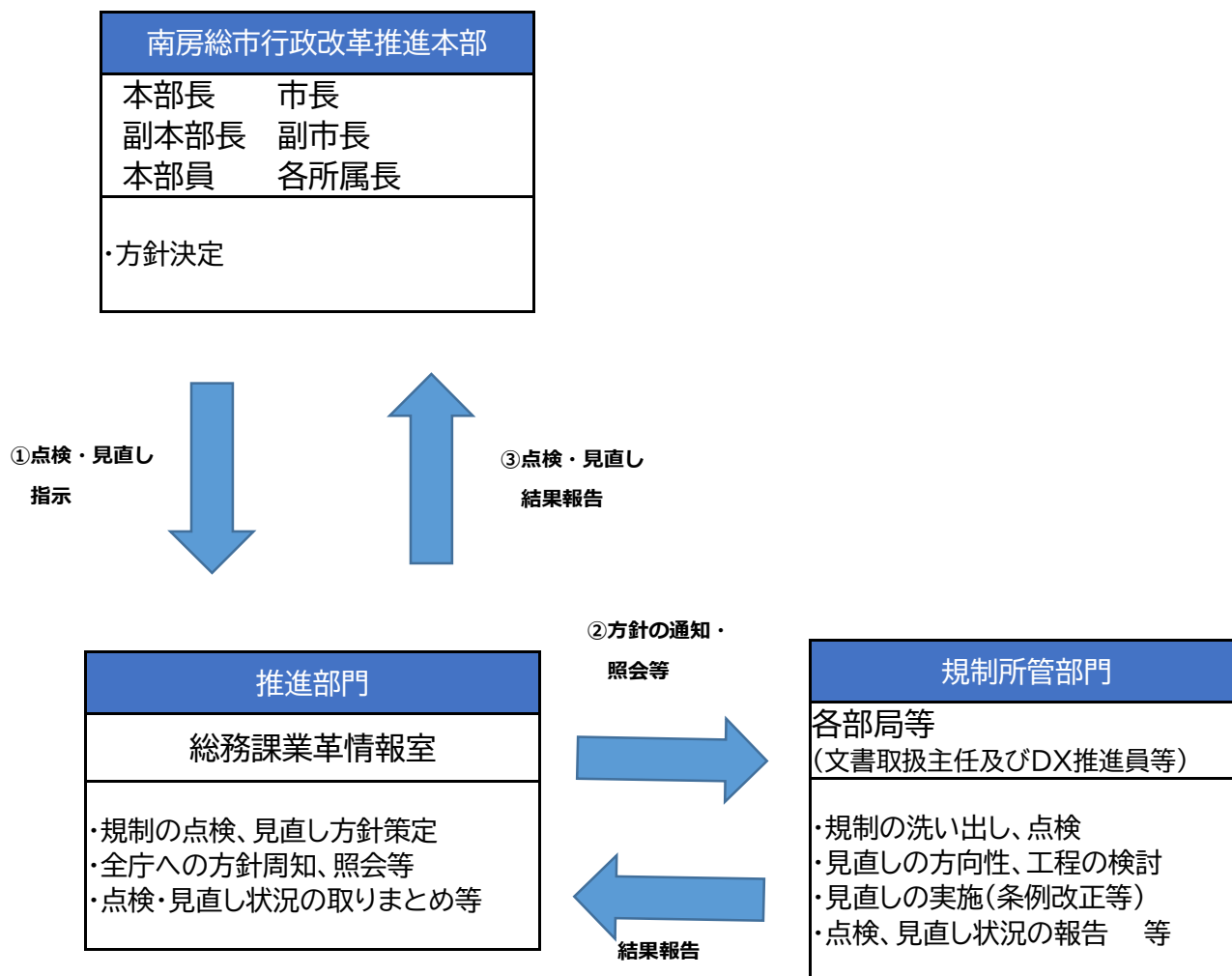
デジタル臨時行政調査会(令和5年10月6日廃止)において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの推進体制

南房総市行政改革推進本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行います。また、業革情報室を推進部門として、点検・見直し状況の取りまとめ等を行い、各部課等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていきます。

【推進体制イメージ図】



4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領)を対象とします。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を 対象とします。

また、それ以外の規定についても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととします。

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【参考:代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針(デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会))の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方

(1) 対象となる規制の洗い出し(委託業者・推進部門・規制所管部門)

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制(代表的な7項目等)を洗い出します。作業にあたっては、あらかじめ委託業者において、南房総市例規集(令和7年4月1日現在)からアナログ規制に該当する可能性がある条例等を「例規影響調査・検討資料」としてリストアップしており、推進部門からこれを規制所管部門に照会します。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査し、所管する南房総市例規集に搭載されていない要綱・要領等においても対象となる規制をリストに追加します。

(2) 規制根拠の分類・根拠規定の特定(規制所管部門)

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠(国の法令や県の条例等に基づくものか、市の条例等に基づくものか、あるいは国の法令等を参照した市の条例等に基づくものか)を分類します。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

(3) 規制のフェーズの区分(規制所管部門)

規制根拠の分類後、デジタル化の進捗度合いを3つの段階(フェーズ)に区分する。

【フェーズの区分の必要性】

◆フェーズの区分⇒IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

(4) 規制の見直し工程表の策定

規制所管部門は(1)から(3)により、現状把握を行った全ての規制について、それぞれの規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、見直しの方向性(要否)、見直しの方法(例規改正や運用見直し等)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程を検討します。

検討結果については、委託業者が作成した「例規影響調査・検討資料」に、規制所管部門が検討結果を追記し、「アナログ規制点検リスト」として推進部門に提出します。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各規制所管部門は計画的に見直しを実施します。

6 フェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国・県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的であると考えられることなどから、規制に当てはめるフェーズは、国の考え方を準用し、次のとおりとする。

【規制区分ごとのフェーズ(Phase)】

規制区分	フェーズ	内容
目視 実地監査	1-①目視・実地監査規制	特定の者が現場で確認等をすることを課している場合
	1-②目視・実地監査規制	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているかが不明確な場合
	2 情報収集の遠隔化、人による評価	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による評価等が必要な場合
	3 判断の精緻化、自動化・無人化	フェーズ 2 に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安全性等の特定がAI等により全部又は一部可能である場合
定期検査・点検	1-①定期検査・点検規制	一律に「年 1 回」「月 1 回」「日 1 回」等、一定の期間に検査を行うことを求める場合
	1-②定期検査・点検規制	定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による 規制目的の達成	現行の検査手法等の技術中立化(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合
	3 定期検査・調査・測定の廃止	常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替(自主検査とその記録の保存等を義務付け)することにより、定期検査の撤廃や 検査周期の延長が行われている場合
常駐・専任	1 常駐・専任規制あり	(物理的に)常に事業所や現場に留まることを求める場合や、職務の従事や事業所の所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求める場合
	2 デジタル技術等の活用による規制緩和	常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制や緩和が合理化されていることが明確化されている場合
	3 常駐・専任規制なし	常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合

規制区分	フェーズ	内容
対面講習	1-①対面規制あり又は解釈不明確	条例等の規定にて受講することとされている講習を対面で行うことを求めている場合
	1-②対面規制あり又は解釈不明確	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による一部のオンライン化等	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
書面掲示	1-①デジタル化を一切許容しない	書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合
	1-②デジタル化を一切許容しない	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合
	2 デジタル化を一部許容している	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確にしている場合
	3 デジタルによる掲示を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
往訪閲覧・縦覧	1-①紙・人の介在	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合
	1-②紙・人の介在	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル原則に適合する手段を可とする	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合

7 進行管理

(1) 工程表の策定

令和8年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定します。

(2) 各部課等における進行管理

各部課等は、上記(1)工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部課長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行います。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、行政改革推進本部において、定期的に進捗管理等を行います。

参考 アナログ規制の見直しスケジュール

アナログ規制の見直しスケジュール	実施時期	令和8年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①アナログ規制の洗い出し作業及び洗い出し結果リストの納品	令和7年度(終了済)	■											
②文書取扱主任説明会	令和8年5月(終了済)		▲										
③DX 推進員等向け説明会・各課照会	令和8年7月～8月				▲								
④例規集に登録のない要綱・要領等の洗い出し作業	令和8年7月～8月				●	●							
⑤アナログ規制の見直し検討	令和8年8月～9月					●	●						
⑥見直し結果をもとに工程表の作成	令和8年9月～10月						▲	▲					
⑦アナログ規制の見直し実施(運用の変更)	令和8年10月～							●	●	●	●	●	●
⑧アナログ規制の見直し実施(例規等の改正)	令和8年11月～								●	●	●	●	●

(注) ■委託事業者、▲ 推進部門、●規制所管部門による作業